

令和2年5月8日

【所管事務の調査（報告）】

「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」等の
一部改正に向けたパブリックコメントの実施結果について

資料 1 「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」等の
一部改正の概要について

資料 2 「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」等の
一部改正に向けたパブリックコメントの実施結果について

環 境 局

「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」等の一部改正の概要について

本市では、昨年6月に「川崎市災害廃棄物等処理計画」の下位計画として、災害廃棄物等の処理に係る具体的な考え方や対応方法等について定めた「川崎市災害廃棄物等処理実施計画」を策定するなど、災害時に円滑かつ適正に廃棄物の処理が行えるように取組を進めてきました。

これらの取組を踏まえまして、災害発生時に、市のごみ処理センターや他都市・民間の処理施設を活用しても処理能力が不足する場合などに備えるために、**災害時の特例**として、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」及び「同条例施行規則」の一部改正を行うものです。

1 条例改正による効果

廃棄物処理施設を設置する場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定める手続きが必要になりますが、「災害時に施設を設置する場合に必要な手続き」を条例に規定した場合、法律に定める**非常災害時の特例の適用が受けられ、設置に必要な手続きの一部**（「申請書等の縦覧」や「意見書の提出」、届出提出後の待機期間、使用開始前の検査など）を省略や短縮することができるようになり、**災害廃棄物の適正かつ迅速な処理につながります。**

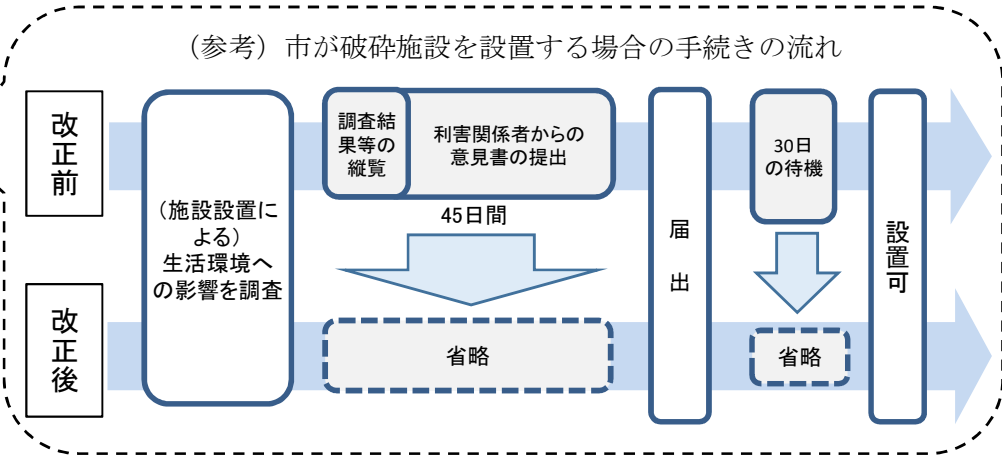
2 改正の概要

- 改正の主な内容
- (1) 災害時において**破砕施設**などを設置する場合、通常時は必要な「申請書等の縦覧や申請書等に対する意見書提出の手続き」を省略するものとし、速やかに施設を設置・稼働することで、**災害廃棄物の迅速な処理につながります。**
 - (2) **焼却施設、最終処分場**は周辺環境への影響を考慮し、**災害時も原則として縦覧等を行うものとし**ますが、生活環境の保全などの観点から**早期設置が必要と判断した場合には、申請書の縦覧期間などが短縮**できるようにします。
 - (3) 条例施行規則において、届出に必要な様式等を定めます。

<上記を踏まえた改正後の内容>

	施設の種類	縦覧、意見書の提出	<改正前>施設設置許可の標準処理期間	<改正後>施設設置許可の処理期間※1
市が設置する場合	破砕施設など	無し	75日	0日
	焼却施設	有り	75日	45日※2
	最終処分場	有り	105日	45日※2
事業者が設置する場合	破砕施設など	無し	90日	30日※2
	焼却施設	有り	180日	75日※2
	最終処分場	特例の適用外		

※1 手続き上、最低限必要な法定期間の合計であり、書類作成や書類審査の期間は除く
 ※2 災害の状況等により早期設置が必要な場合は短縮が可能



3 スケジュール

- 6月 条例改正議案の提出、パブリックコメント結果の公表
- 6月～7月 改正条例の公布とともに施行



「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」等の 一部改正に向けたパブリックコメントの実施結果について

1 概要

本市では、昨年6月に「川崎市災害廃棄物等処理計画」の下位計画として、災害廃棄物等の処理に係る具体的な考え方や対応方法等について定めた「川崎市災害廃棄物等処理実施計画」を策定するなど、災害時に円滑かつ適正に廃棄物の処理が行えるように取組を進めてきました。

これらの取組を踏まえまして、災害発生時に、市のごみ処理センターや他都市・民間の処理施設を活用しても災害廃棄物の処理能力が不足する場合などに、廃棄物処理施設の設置に必要な手続きの簡略化を図り、速やかに処理施設を設置するために、災害時の特例として、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」及び「同条例施行規則」の一部を改正することについて、市民及び事業者の皆様から御意見を募集しましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」等の一部改正に関する意見募集について
意見の募集期間	令和2年2月17日（月）～3月18日（水）
意見の提出方法	電子メール、ファクス、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより（2月21日号） ・ 環境情報（3月号） ・ 環境局廃棄物指導課 ・ 市ホームページ ・ かわさき情報プラザ ・ 各区役所・支所及び出張所 ・ 各市民館、各図書館
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境局廃棄物指導課 ・ 市ホームページ ・ かわさき情報プラザ ・ 各区役所・支所及び出張所 ・ 各市民館、各図書館

3 結果の概要

意見提出数		5通（18件）
内	電子メール	4通（16件）
	ファクス	1通（2件）
訳	郵送	0通（0件）
	持参	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

条例等の一部改正に対する御意見として、改正に反対する意見はなく、意見の多くは御意見の趣旨が「案に沿ったもの」や「今後の取組を進めていく中で参考とするもの」、「案に対する質問・要望であるもの」であったことから、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」及び「同条例施行規則」につきましては、当初の考え方とおおり改正の手続きを進めるとともに、寄せられた御意見につきましては、今後の取組に活かしてまいります。

【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、当初案に反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく中で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

【対応区分と意見の件数】

項目	対応区分					計
	A	B	C	D	E	
(1)改正の時期に関する事		1				1件
(2)特例の対象範囲に関する事				4		4件
(3)特例の手続きに関する事			2	2		4件
(4)災害廃棄物対策全般に関する事			1	2		3件
(5)その他		5			1	6件
合計		6件	3件	8件	1件	18件

5 具体的な意見の内容と市の考え方

(1) 改正の時期に関すること (1件)

No.	意見内容 (要旨)	意見に対する市の考え方	区分
1	災害はいつ発生するかわからないため、遅くても今年の台風シーズンには間に合うよう、速やかに改正を行っていただきたい。	御意見のとおり、次の出水期に向けて速やかに条例改正の手続きを進めてまいります。	B

(2) 特例の対象範囲に関すること (4件)

No.	意見内容 (要旨)	意見に対する市の考え方	区分
2	民間による既存の産業廃棄物処理施設も「事業者が設置する場合」に基づく手続きの対象となると解釈してよろしいか。	民間による既存の産業廃棄物処理施設であっても、災害廃棄物の処理であることなどの要件を満たせば、「事業者が設置する場合」の特例の対象となります。	D
3	「市が設置する場合」及び「事業者が設置する場合」とは、災害発生時のいわゆる2次仮置場等に設置する一般廃棄物処理施設を想定しているという認識でよろしいか。	災害時には、片付けごみや解体家屋など、比較的大きな廃棄物が発生することから、新たに設置する施設としては、御意見のような破砕施設が中心になると考えておりますが、本市や民間事業者の既存施設における処理可能量、他自治体からの支援体制、災害廃棄物の発生量等を踏まえ、必要となる施設を検討してまいります。	D
4	本条例は「非常災害」の際に該当することとなると思うが、現状ではどの程度の災害を想定しているか。例えば、令和元年の台風19号に対する被害等の規模感を想定しているという認識でよろしいか。	非常災害の想定としましては、川崎市直下型の地震のほか、台風による風水害などを想定しておりますが、特例の適用につきましては、災害の発生状況や既存施設の処理可能量、他自治体からの支援体制等を踏まえ、個別に判断してまいります。	D
5	今回の改正の「市が設置する場合」とは、廃棄物処理法(以下、「法」という。)第9条の3の2に規定する一般廃棄物処理施設の届出の特例、「事業者が設置する場合」とは、法第9条の3の3に規定する一般廃棄物処理施設の設置の特例に関する手続きを緩和すると解釈してよろしいか。	御意見のとおり、「市が設置する場合」は、廃棄物処理法第9条の3の2、「事業者が設置する場合」は、同法第9条の3の3に規定する一般廃棄物処理施設の設置の特例に関する手続きを緩和するものです。	D

(3) 特例の手続きに関すること（4件）

No.	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
6	<p>災害発生時に迅速に処理施設を増やすためには、生活環境影響調査についても簡素化・短縮化の余地がないかを検討することが必要である。実際災害時は市との協議自体も困難になることが予想されることから、生活環境影響調査の簡便な方法をまとめることで、施設整備までの期間を極小化することが可能になるのではないか。</p>	<p>災害の発生状況等を踏まえまして、調査項目の選定や内容、期間などにつきまして個別に必要な検討を行ってまいります。</p>	C
7	<p>提出資料についても必要最低限のものに簡略化する等の対応も合わせて考えていくべきだと思います。</p>	<p>平時であれば事業者が許可申請を行う際に「役員に関する住民票等の各種証明書類」などの提出が必要ですが、条例改正により、災害時にはこれらの資料の提出は不要になります。引き続き、必要な書類などについて検討してまいります。</p>	C
8	<p>今回の改正で廃棄物処理法に係る設置の手続きは一部緩和及び短縮になるが、関係他法令（都市計画法及び建築基準法第 51 条等）に係る手続きとの関係はどのようになるのか。</p>	<p>施設設置に際して関係する法令の主なものとして、「都市計画法」、「建築基準法」、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」などがあります。災害時の取扱いについては、それぞれ、適用除外や手続き期間短縮などの規定が存在し、これらの規定を適用することで速やかに施設を設置することができるものと考えています。</p>	D
9	<p>本条例に則り廃棄物処理施設を設置する場合、通常の維持管理基準に加えて（災害廃棄物を処理するにあたり）追加の項目が設定されることはあるのか。</p>	<p>通常の維持管理基準に加えて、新たな項目を追加する予定はありません。</p>	D

(4) 災害廃棄物対策全般に関すること (3件)

No.	意見内容 (要旨)	意見に対する市の考え方	区分
10	直近では台風による冠水・浸水等による大量の災害廃棄物が発生したが、この機会に台風だけでなく、地震・大規模火災等、そのほかの災害にも対応し得る柔軟な運用を想定したものとしてほしい。	本特例の対象となる非常災害は、台風のほか、地震や大規模火災等を含めた災害も対象にしております。特例の適用につきましては、災害の発生状況や既存施設の処理可能量、他自治体からの支援体制等を踏まえ、柔軟に判断してまいります。	D
11	川崎市内だけで処理量を賄うことが非常に難しくなることが予想されるため、処理施設許可の迅速な整備の準備の一方で近隣自治体との緊急時の連携に関する取り組みも合わせて検討頂きたい。	本市は災害時の相互応援の協定として、「21大都市災害時相互応援に関する協定」や「九都県市災害時相互応援に関する協定」などを締結しております。災害時に市の施設だけで災害廃棄物を処理することが困難な場合は、これらの協定に基づき、他都市に支援要請を行うとともに、関係団体を含め民間事業者に支援要請等を行ってまいります。	D
12	緊急時の処理量に基づいて一般事業者が施設の増設をすることは安定した事業運営を想定することが難しいことから、まずは市で迅速に施設を設置し、処理完了後の施設利活用について民間への払い下げや、他の有効活用等を検討し得るような柔軟さがあるとよいのではないかと。	本市では、災害廃棄物の発生量が本市既存施設の処理能力を超える場合、民間事業者や他都市に対して支援を要請するとともに、必要に応じて廃棄物処理施設を設置を検討していきます。 また、新たに廃棄物処理施設を設置する際の具体的な手法については、いただいた御意見の趣旨も参考に検討してまいります。	C

(5) その他 (6件)

No.	意見内容 (要旨)	意見に対する市の考え方	区分
13	維持管理系業務が発生する場合については入札方式ではなく、川崎市からの指名制とし、川崎市にて金額を決定し、即日の作業開始が望ましいです。	基本的には、本市の契約事務手続きに基づき、実施してまいりたいと考えておりますが、台風19号(令和元年東日本台風)に係る対応についての検証を行いながら、民間団体等と締結している災害時の協定等についても、円滑な運用を図ってまいりたいと考えております。	E
14	災害廃棄物の迅速な処理のために、手続き期間の短縮を図ることに賛同する。 (同様の意見が他に4件)	今後も災害廃棄物の適正かつ迅速な処理のための取組みに努めてまいります。	B